

徳島県情報公開審査会答申第183号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成28年9月30日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対して、「H〇.〇月〇日南部総合県民局阿南で県と〇〇自主防災会と協議した協議書及びそれに関する回答等の書類 那賀林務」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成28年10月14日、実施機関は、本件請求に係る公文書を「県と〇〇自主防災会との協議についての復命書」（以下「本件公文書」という。）と特定し、条例第8条第1号に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成28年10月26日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

平成29年9月11日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書によると、審査請求の理由は、次のとおりである。

外部からの通報で調査し確認・指導措置命令を出しているのに、其の資料を隠しているのは可笑しい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び当審査会における口頭理由説明を要約すると、本件処分の理由は、次のとおりである。

1 本件処分の理由について

本件公文書のうち、実施機関と協議を行った〇〇自主防災会（以下「本件自主防災会」という。）からの出席者の役職名及び役員名については、条例第8条第1号で規定する個人に関する情報に該当するため非公開として、本件処分を行った。

審査請求人は本件公文書以外に何らかの文書が存在する旨主張するが、当該協議と同日に本件請求があったので、本件公文書以外に文書は存在しない。また、当該協議の際に本件自主防災会から提出された要望等については、平成〇年〇月〇日付けで本件自主防災会宛てに回答書を送付したが、このことは、本件処分とは関係がない。

なお、審査請求書の理由には、「外部からの通報で調査し確認・指導措置命令を出している」という記載があるが、本件処分との関連も分からなかったため、審査請求人に補正を求めたが、回答がない状況である。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

本件公文書とは、平成〇年〇月〇日に県南部総合県民局阿南庁舎において、実施機関と本件自主防災会が行った協議の復命書である。

2 本件処分の妥当性について

審査請求人は、本件公文書以外に文書が存在する旨を主張しているため、以下検証する。

実施機関の説明によると、平成〇年〇月〇日に行われた本件自主防災会との協議と同日に本件請求があったため、本件公文書以外に文書を作成しておらず、保有していないとのことである。また、当該協議の際に提出された要望に対する回答については、後日になって、実施機関が作成して本件自主防災会宛てに送付したものである。したがって、本件請求時点においては、本件公文書以外に文書を保有していないとする実施機関の説明に特段不合理な点はなく、実施機関が行った本件処分は妥当である。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年 9月11日	諮問
平成30年 9月 6日	審議（第156回審査会）
10月15日	実施機関からの口頭理由説明，審議（第157回審査会）
11月22日	審議（第158回審査会）

徳島県情報公開審査会委員名簿

（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
喜多 三佳	四国大学 経営情報学部 教授	会長
小田切 康彦	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 准教授	
益田 歩美	弁護士	
松尾 泰三	弁護士	会長職務代理者
真鍋 恵美子	公認会計士，税理士	